

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

上野原市

2 構造改革特別区域の名称

上野原市幼児教育特区

3 構造改革特別地域の範囲

上野原市の全域

4 構造改革特別区域の特性

上野原市は平成17年2月13日に旧上野原町と旧秋山村が合併して誕生しました。当市は山梨県の最東端に位置し、首都中心部から約60～70km圏にあります。本市は中央自動車道、JR中央線、国道20号線が横断をしており、首都圏から山梨県への玄関口として重要な交流拠点になっている。また、首都圏から約1時間の距離にあることからベッドタウンとして役割を果たしているとともに、2つの工業団地のほかに県立高校と私立高校が1校ずつと私立大学が1校あることから、山梨県内でも2番目の鉄道の利用者が多い市である。

当市の人口は、昭和35年には28,992人、5,550世帯から平成2年には27,790人、7,897世帯と人口は減少したが、平成2年ごろからニュータウン（コモアしおつ）の分譲と私立大学の開校により、平成7年には30,248人、世帯9,562世帯と急激に人口が増加しました。しかし、平成11年頃から転入者より転出者が上回るとともに、出生数の減少が続いていることから、平成17年には、28,986人、10,262世帯と推移している。この間、一世帯あたり人数は昭和35年当時の5.22人から平成17年は2.82人と2.40人も減少して核家族が進んでいる。さらには、年齢人口構成をみると、0歳～14歳までの年少人口は平成17年度で、14.4%しかおらず、地域内や同年代の幼児を持つ家庭同士の連携感などは醸成しにくく、地域や家庭の教育力低下が懸念されているところであり、幼児の社会性の涵養という面でも望ましい状況ではない。

5 構造改革特別区域計画の意義

2～3歳の幼児期は人間形成の基礎を作る上で極めて重要な時期である。しかしながら上野原市も全国の例にもれず、少子化・高齢化、核家族化が進んでおり状況である。そのため、地域における幼児間の交流のみならず地域の方々と一緒に活動をする機会に恵まれない幼児が増えてきており、幼児の社会性を涵養ことが課題と

なっている。

現行の法律では幼児が満3歳を迎えて幼稚園に入園することになるため、途中入園の場合、集団生活に馴染めない幼児がでてきているのが実態であり、そのため年度当初から一緒に幼稚園に入園することは幼児にも、保護者にも望ましいことと考えられる。

そのためにも学校教育法第80条の規定にかかわらず、満3歳児未満が年度当初から一緒に幼稚園に通園し、望ましい集団生活を早期に体験することにより、学校教育法第78条第2項「園内において、集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと」という目標を達成することができる。

また、より良い子育て環境を望む保護者や子育てに不安や悩みを抱く保護者にとっては、早くから幼稚園にかかわることによって、教職員から子育てに関する相談に応じてもらえるのみならず、保護者同士、家庭と幼稚園、地域との間で連携を図る機会を得ることができ、地域ぐるみで子育てをする環境の更なる充実が期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

- (1) 同年齢や異年齢の幼児同士が関わり合いながら集団生活を経験することにより、幼児の社会性の涵養を図り、明るくのびのびとした、創造性豊かな子供の育成を図る。
- (2) 核家族が普遍的となり、我が子とのかかわり方に不安を持ちながら、子育てをしている保護者が増えている現状に際し、幼稚園は保護者の子育てを支援する場としての役割に寄与する。
- (3) 保護者の育児に対する負担を軽減するとともに、地域活動や生涯学習等への社会参加を促進する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- (1) 幼児の社会性の涵養
幼児が活動の場を家庭から集団生活に移すことにより、社会性・協調性を育てることが、早期に社会に適応した人間形成の基礎を築くことができる。
- (2) 保護者に対する子育て支援
2歳児から子供を幼稚園に通園させることで、保護者の子育てに対する負担を軽減することができるほか、幼稚園の先生と一緒に通園する子供の親と関わりことで、保護者の子育てに対する不安やストレスを軽減することができる。
- (3) 社会参加への促進
保護者の子育てに対する負担が軽減することにより、保護者に時間的な余裕

ができ、地域活動や生涯学習への参加ができる。

(4) 雇用の促進

2歳児から入園可能になることで、幼稚園における教員の新規雇用や母親の再就職など、地域経済の促進にも期待できる。

8 特定事業の名称

806 三歳児未満に係る幼稚園入園事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 私立幼稚園就園奨励費補助事業

私立幼稚園に通園する幼児の保護者負担を軽減し、幼稚園への就園を奨励するため、保護者の課税状況に応じて、一定の補助額を交付している。

(2) 私立幼稚園運営費補助事業

私立幼稚園を運営する学校法人に、幼稚園運営に要する経費の補助や整備費用に対して一定の金額の補助額を交付している。

(3) ママさんクラス、ママとパパさんクラス

妊婦さんとその夫を対象に、「妊娠・出産・育児」について学ぶ教室で、「抱っこ」「オムツ交換」「お風呂」などの実習、夫の役割りについて学ぶほか、妊娠期間中の栄養、母乳の準備、お産について学ぶ。

(4) たんぽぽ教室

2歳6ヶ月の幼児を対象に、親子で集まり、親子の遊び方や学ぶほか、情報を交流する。

(5) 母と子の健康教室

1歳3ヶ月前後の幼児とその母親を対象に、親子の遊び方や健康相談を行う。

(6) 子育てプレイルーム

遊び場所が少なくなっている親子に、市文化ホールの一室を開放して、親子が安心して遊べる場所、情報交換の場所として提供する。

別紙

1 特定事業の名称

(8 0 6) 三歳未満児に係る幼稚園入園事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特別区域内の私立幼稚園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日以降

4 特定事業の内容

事業に関する主体

学校法人上野原学園

学校法人上野原羽佐間幼稚園

学校法人島田学園

事業が行われる区域

上野原市の全域

事業の実施期間

構造改革特別区域計画の認定日以降

5 当該規制の特例措置の内容

当市においても少子化や核家族化の影響により、幼児同士が触れ合う機会が減少している。幼児期は子供同士の触れ合いの中で、人間形成の基礎を築き心身の健全な発達や社会性を育む重要な時期である。

しかし、現行では満3歳を迎えてから幼稚園に途中入園することになり、集団生活に馴染めず、学校教育法第78条第2項に掲げる「園内において、集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと」という目標を達成することが課題となっている。

そこで、幼児教育の目標の達成のため、学校教育法第80条の規制の規定にかかわらず、満3歳になる年度当初から幼稚園入園を可能とする「三歳未満児に係る幼稚園入園事業」に取り組むことで、幼児の社会性の涵養を図るものである。

また、3歳未満児を受け入れるにあたっては、発達の個人差が大きい時期であることに配慮して、保護者から様子を伺うことはもちろんのほか、一人ひとりの発達状態を把握し、実態にそったきめ細やかな援助を行うこととする。